

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	(株)りそなホールディングス			コード	8308
提出日	2026/5/28	異動(予定)日	2026/6/24		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月24日開催予定の定時株主総会をもって、現取締役全員の任期満了に伴い選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)														異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし					
1	岩田 喜美枝	社外取締役	○												○						
2	野原 佐和子	社外取締役	○												○						
3	山内 雅喜	社外取締役	○												○						
4	田中 克幸	社外取締役	○												○						
5	瀬口 二郎	社外取締役	○												○						
6	ランドバーグ 史枝	社外取締役	○															○			
7	樋口 泰行	社外取締役	○												△					新任	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	岩田喜美枝氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	岩田喜美枝氏は、国家公務員、化粧品業界の経営者、多様な業種の社外取締役等の経験に基づく発想や知見を豊富に有しており、取締役会において、特に、サステナビリティや人的資本の観点から積極的な意見を述べております。また、同氏は指名委員会委員長として、役員人事の決定プロセスの客観性・透明性の確保を意識した同委員会の議事運営を主導するとともに、委員として積極的な意見を述べるなど適切な役割を果たしております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。引き続き、りそなグループの中長期的な企業価値の向上を図る上で、同氏の発想や経験等を経営の監督に活かしていただくため、独立役員として届出します。
2	野原佐和子氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	野原佐和子氏は、IT分野における豊富な経験と高い専門性を有しており、取締役会において、特に、IT・デジタルやサステナビリティ、人的資本の観点から積極的な意見を述べております。また、同氏は報酬委員会委員長として、報酬決定プロセスの客観性・透明性の確保を意識した同委員会の議事運営を主導するとともに、委員として積極的な意見を述べるなど適切な役割を果たしております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。引き続き、りそなグループの中長期的な企業価値の向上を図る上で、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくため、独立役員として届出します。
3	山内雅喜氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	山内雅喜氏は、物流業界の経営者としての発想や経験を豊富に有しており、取締役会において、特に、企業経営や事業開発の観点から積極的な意見を述べております。また、同氏は、監査委員会委員長として、取締役及び執行役の職務執行の監査を担う同委員会の議事運営を主導するとともに、委員として積極的な意見を述べるなど適切な役割を果たしております。指名委員会委員としては、役員人事の決定プロセスの客観性・透明性の確保のため、積極的な意見を述べるなど適切な役割を果たしております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。引き続き、りそなグループの中長期的な企業価値の向上を図る上で、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくため、独立役員として届出します。
4	田中克幸氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	田中克幸氏は、企業法務に関する専門的な知識や経験を豊富に有しており、取締役会において、特に、法務・コンプライアンス・リスク管理、財務・会計の観点からの積極的な意見を述べております。また、同氏は監査委員会委員及び報酬委員会委員として、取締役及び執行役の職務執行の監査及び報酬決定プロセスの客観性・透明性の確保のため、積極的な意見を述べるなど適切な役割を果たしております。同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記に記載のとおり、豊富な知見や経験に基づき経営を適切に監督することができると判断しております。また、業務執行を行う経営陣から独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。引き続き、りそなグループの中長期的な企業価値の向上を図る上で、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくため、独立役員として届出します。

5	瀬口二郎氏は、株式会社りそな銀行と預金取引があります。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	瀬口二郎氏は、金融分野の専門家としての知識や経験及び財務・会計に関する十分な知見を有しており、取締役会において、特に、企業経営や金融、事業開発、グローバルの観点から積極的な意見を述べております。また、同氏は指名委員会委員及び監査委員会委員として、役員人事の決定プロセスの客観性・透明性の確保、取締役及び執行役の職務執行の監査のため、積極的な意見を述べるなど適切な役割を果たしております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。引き続き、りそなグループの中長期的な企業価値の向上を図る上で、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたい、独立役員として届出します。
6	該当なし	ランドバーグ史枝氏は、IT分野の専門家としての知識や経験を豊富に有しており、取締役会において、特に、IT・デジタル、金融、事業開発、グローバルの観点からの積極的な意見を述べております。また、同氏は報酬委員会委員として、報酬決定プロセスの客観性・透明性の確保のため、積極的な意見を述べるなど適切な役割を果たしております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。引き続き、りそなグループの中長期的な企業価値の向上を図る上で、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、独立役員として届出します。
7	樋口泰行氏は、以前に株式会社りそな銀行と預金取引がありました。上記取引は、下記補足4.社外取締役の独立性の要件内であることから、独立性に影響を与えるおそれはないと判断し、概要の記載を省略しております。	樋口泰行氏は、IT・デジタル分野における専門的な知識や経験に加え、多様な企業における経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会等において、企業経営や事業開発、グローバル、IT・デジタルの観点からの積極的な意見・提言等を期待しております。同氏は、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。りそなグループの中長期的な企業価値の向上を図る上で、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただきたいため、独立役員として届出します。

4. 補足説明

(社外取締役の独立性の要件)

- 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
 - 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役員またはその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）、または、その就任前10年間において当社またはその関連会社の業務執行者であった者
 - 当社の総議決権の5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合の業務執行者である者
 - 当社またはその関連会社と重要な取引関係（注1）がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者
 - 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去3年平均にて1,000万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の2%以上を当社またはその関連会社からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
 - 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
 - 当社またはその関連会社から過去3年平均にて年間1,000万円または当該法人・団体等の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
 - 上記（2）から（6）について過去5年間において該当する場合
 - 配偶者または二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
 - 当社またはその関連会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者
 - 社外取締役としての在任期間が通算で8年を経過している者
 - その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（10）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(注1) 重要な取引関係とは、以下のいずれかに該当する取引等をいう。

- 通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結売上高の2%以上
- 当社またはその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

2. 上記（1）から（11）のうち抵触するものがある場合でも、指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することができる。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

(その他補足事項)

- ランドバーグ史枝氏の戸籍上の氏名は、齊藤史枝であります。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。